

学会等報告

剣道関係団体の法人化と定款文例

中 井 憲 治

Kenji Nakai: The Incorporating of Kendo Federations and the Model Statutes. Bulletin of Sendai University, 43 (1) :75-91, September, 2011

key words: Civil Law of Japan, AJKF, FIK, Kendo for All
キーワード: 法人法, 全剣連, 国際剣連, 生涯剣道

I 公益法人関連三法の施行等

公益法人関連三法、すなわち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（同年法律第49号。以下「認定法」という）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同年法律第50号。以下「整備法」という）は、平成20年12月1日に施行された。

これに伴い、従来の民法第34条に基づく社団法人及び財団法人（以下「民法34条法人」という）は、従前どおりの法人名称を維持しつつ法人法に基づく一般社団法人及び一般財団法人すなわち「特例民法法人」として存続するものの、施行日から5年の移行期間内、すなわち平成25年11月30日までに、一般社団法人若しくは公益社団法人又は一般財団法人若しくは公益財団法人のいずれかに移行すべく認定（整備法第44条）又は認可（整備法第45条）申請をしない限り、解散したとみなされることとなった（整備法第46条第1項）。また、民法第3章「法人」の規定中、第38条から第84条までの規定が削除され（整備法第38条）、法人の成立、能力等に関する

第33条及び第34条、外国法人に関する第35条並びに法人登記に関する第36条及び第37条の5箇条を残すのみとなり、「会社法をモデルとした精緻な仕組み」の新法人法制（内田貴「民法I・第4版」（以下「内田民法」という）215頁）を法人法が担うこととなつた。

公益法人関連三法施行日現在の民法34条法人は、2万4300を数え、これらが特例民法法人として存続したと見られ、法人の解散を選択しない限り、移行期間内に、認定又は認可の申請を行う運びとなる（注）。また、民法34条法人の設立は主務官庁の許可を必要とする許可主義によっていたが、法人法は法律に定める条件を備えて登記することで法人格を取得できる準則主義を採用し、新たに法人格を取得する場合には、従前に比べて格段に容易となつた。これを受けてか、これまで任意団体にとどまっていた団体が、一般社団法人なり一般財団法人として法人格を取得する例も増加する傾向にある。

（注）移行期間内に、認定（整備法第44条）

又は認可（整備法第45条）の申請をしたもの、行政庁による審査中に移行期間の満了の日が到来した場合であっても、同満了日後も当該申請に対する処分がされるまでは、特例民法法人として存続する（整備法第46条）。そして、移行期間の

満了の日後に当該認定又は認可をしない処分の通知を受けた当該法人は、当該通知を受けた日に解散したものとみなされる（整備法第110条第1項・第121条第2項）。

II 剣道関係団体の法人化の現状と方向性

全日本剣道連盟（以下「全剣連」という）「財団法人全日本剣道連盟五十年史」（平成15年5月発行）等によると、全剣連の加盟団体たる47都道府県剣道連盟のほか、全国組織剣道関係団体として「全日本実業団剣道連盟」「財団法人全日本学校剣道連盟」「全日本学生剣道連盟」「財団法人全日本剣道道場連盟」「財団法人全国高等学校体育連盟 剣道専門部」「財団法人日本中学校体育連盟」「全日本官公庁剣道連盟」及び「財団法人全国高等学校体育連盟 定時制通信剣道部」の8団体があり（平成21年8月現在）、これら団体の下部団体も各多数に上る。

これら多数の剣道関係団体の法人化の現状を見ると、全剣連の47加盟団体で特例民法法人となったものが14団体であり、このうち「財団法人」は北海道、埼玉県、東京都、千葉県、愛知県、京都府、兵庫県、広島県、山口県、長崎県及び沖縄県の11団体、「社団法人」は静岡県、大阪府及び福岡県の3団体。残余の33団体は法人格を取得しておらず、地域によっては、例えば東北6県及び四国4県のように、法人格のある剣道関係団体が皆無の地域もある。また、全国組織剣道関係団体8団体で特例民法法人となったものは、財団法人全日本学校剣道連盟、財団法人全日本剣道道場連盟、財団法人全国高等学校体育連盟及び財団法人日本中学校体育連盟の4団体であり、剣道関係団体の法人化率は、全体として必ずしも高くなかったのが公益法人関連三法施行当時の実情といえよう。

ところで、全剣連は、平成23年6月の理事会等において、行政庁たる内閣府の認可（整備法第45条）を受け、通常の一般財団法人に移行すべく、特例財団法人定款とみなされる「財団法人全日本剣道連盟寄附行為」の全部を変更する「一般財団法人全日本剣道連盟定款案」を機関決

定し、内閣府に対する移行認可申請を行うこととなった（全剣連「月刊剣窓」（以下「剣窓」という）同年7月号6頁）。全剣連の定款案は、今後の内閣府における手続の過程で微調整があり得、修正すべきは修正することとなろうが、その骨格はおおむね定まったやに見られる。

このような中、加盟団体のうち、全剣連と同じく特例民法法人であった財団法人北海道剣道連盟及び財団法人東京都剣道連盟は「一般財団法人」へ、財団法人埼玉県剣道連盟は「公益財団法人」へと各移行を了し、その余の特例民法法人たる加盟団体も、それぞれ移行作業を鋭意継続中である。また、公益関連三法の施行及び全剣連の一般財団法人移行を契機として、これまで法人格を有していなかった加盟団体のうち滋賀県剣道連盟及び奈良県剣道連盟が新たに「一般財団法人」となったほか、新たに法人化すべく準備を進め又は検討中の加盟団体もあるやに窺われる。

全剣連は、今回の新法人への移行作業開始に当たり「単なる移行の検討なら事務的に済ますことが可能であるものの、基本に立ち返り、法人としての全剣連の在り方についての検討、新しい時代への対応を含め、目的など定款に盛り込むべきことの検討を行った上、新法人として進むべきである」旨の考え方に基づき（剣窓21年10月号5頁）、会長の諮問機関たる長期構想企画会議等における所要の検討を経て「新定款には、現行の重要な事柄を盛り込み、さらに規則体系を合理的、適正なものに充実させ、財団の目的には「剣道の理念」実践等を掲げ、団体及び個人の「会員」制度を探ることを明記したほか、各都道府県において剣道を代表する「地方代表団体」の存在を記して、現行の体制を継続することとした。事業の具体面で急激な変化を伴うものではなく、運営は従来の方針を引き継ぐものの、剣道に熱心な人だけで進めてきた戦後の体制から、剣道が「日本の伝統に築かれた資産」であるとの認識の下、「国民的基盤」を重視して、全剣連が今後の運営を行うことを可能にする新定款に変更した」旨総括している（剣窓23年7月号4頁）。

剣道等を含む武道を取り巻く諸情勢を見る

と、我が国社会の国際化、急激な少子高齢化等の大きな流れの中、中学校における武道必修化への適切な対応を迫られるなど、複雑に大きく変化しているが、その最中にあって、会社法(平成17年法律第86号)に引き続き、平成20年12月、公益法人関連三法を施行し、法人活動に対する内部統制(「ガバナンス」ともいう)の仕組みを会社並みとし、その透明性を確保するなど、明治以来の我が国の法人法制の根本的転換ともいいうべき改革(内田民法213頁)が実施された。

しかし、剣道関係団体の取り組むべき課題は、「剣の理法の修練による人間形成の道である」との剣道の理念(全剣連昭和50年3月制定)、「生涯剣道」を標榜し「生涯にわたる人間形成の道を見出す指導に務める」との剣道指導の心構え(全剣連長期構想企画会議平成18年3月制定)等に言及するまでもなく中長期的なものであって<注>、構成員が代わろうとも、団体として同一性を失うことなく、強固な活動基盤が継続的に確保されなければならない。個人の権利意識が増大し、訴訟社会の兆しもなしとしない昨今、剣道関係団体の財産を構成員の個人財産から明確に区別しておくことは不可欠である。剣道関係団体が法人格を取得しない場合には、組合契約(民法第667条以下)に基づくガバナンスによるのが基本となろうが、「組合」にとどまる限り、構成員の個性が強く、規約改正や会員の加入や脱退に全構成員の同意が必要であり、その債務についても全構成員が無限責任を負うことにもなりかねない。法人化しない限り、当該団体が所有する不動産は、構成員個人名義で登記せざるを得ず、構成員個人の有する債務によって団体財産が強制執行を受けかねない危険性、様々な課税問題等々の危惧なしとしない。剣道関係団体の組織の在り方等については、改めて考究する必要があるが、剣道の普及振興等に充てるため相当額の「特別に管理される財産」、又は剣道普及への強い思いを同じくする相当数の「人の集団」が、現に全国各地に実在すること、すなわち剣道関係団体の法人化基礎たる社会的事実なり実態が認められる現状にかんがみると、法の支配(Rule of Law)の下、団体の内部統制を良好に確保し、これを維持し

つつ、剣道の更なる普及振興を肅々と行うべく剣道関係団体を法人化すべきとの流れには、強いものがあろうかと思われる。

剣道関係団体の法人化率が、必ずしも高いといえない理由については、実態が未確認であつて推測の域を出ないが、善意の剣道人の無償の努力によって成功体験を重ねてきたという従前の経緯のほか、法人化に相当の費用と労力を要するとの懸念又は誤解があり、さらには各団体に法的知見が十分でなく具体的な組織設計、定款内容の検討等の開始それ自体に躊躇せざるを得ないという面もなしとしないやに愚考する。そこで、全剣連の新定款案がほぼ確定したことを受け、その加盟団体の新規法人化を想定した定款文例を起案し、関係諸賢の御参考に供することとした次第である。

<注> 教育基本法(平成18年法律第120号)は、教育は「人格の完成」を目指し、心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない旨、その目的を明確にした上(同法第1条)、「生涯学習の理念」について「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図らなければならぬ」と規定している(同法第3条)。新学習指導要領(平成24年4月実施)が、武道必修化を定めるに当たり、その目標に「心と体を一体としてとらえ「生涯」にわたって運動に親しむ資質や能力を育てる」旨規定し(同要領第2章第7節第1),かねて仙台大学においても、老若男女、身体的ハンディキャップの有無、トップアスリート、スポーツ愛好者等を問わず、すべての人を対象としてスポーツを科学的に探求するとの趣旨をもって「スポーツ・フォア・オール」を教育理念に掲げるなど、「剣道の理念」「生涯剣道」の根底にある基本的な考え方は、広く一般に支持されている(別紙定款文例案第3条注④⑤参照)。

III 剣道関係団体の一般財団法人定款文例

剣道関係団体が新たに法人化する場合には、法人法に基づく一般財団法人、一般社団法人等のほか、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（いわゆる「N P O 法人」）等の選択肢があるが、承知している範囲では、剣道関係団体がおおむね一般財団法人を目指す模様にあると思われ、別紙のとおり、取り敢えず一般財団法人定款の文例を起案した。

剣道関係団体が新たに法人格を取得する場合には、全剣連など特例民法法人における場合のように、複雑な移行申請手続は不要である。

新たに一般財団法人を設立するには、設立者たる当該法人格のない剣道関係団体の代表者が「定款」を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならないが（法人法第152条）、当該定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じないところ（法人法第155条）、定款認証の嘱託を受けた公証人は、当該定款の法人法等法令に係る適合性を審査した上、認証を行うこととされており、当該認証の手数料の額は5万円で（公証人手数料令第35条）、その余の手数料は発生しない。すなわち、別紙の定款文例を参考とし、剣道関係団体の実情に応じて適宜これを変更して定款案を作成し、その認証を公証人に嘱託しさえすれば、爾後、公証人の法的助言を無償で得ることができる。一般財団法人は、定款に公証人の認証を得た後、遅滞なく拠出に係る財産（価額300万円以上）の払込み又は給付を行った後（法人法第157条）、当該法人の主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する（法人法第163条）。登記事項は、法令に適合した定款を作成している限り、基本的にすべて解決済みのはずであって、これについても、定款認証に先立ち、公証人が審査する。

要は、定款案作成をもって、法人化作業の相当部分を了するのであって、必ずしも多大の費用や労力を要するものではない。

一般財団法人の文例は、市販書籍にもあるが、日本公証人連合会のウェブサイトに掲載さ

れたものは、定款認証実務に従事する公証人が作成しており有用である。ただ、文例は、あくまで作成時点の実務を踏まえた一つの参考例にすぎず、日本公証人連合会のそれも、今後の実務の集積に伴って適宜改訂を予定しているものと承知している。

本稿に添付した一般財団法人定款の文例は、各条末尾に引用した法人法等の規定振りにできるだけ忠実に従って起案した。文例の各条末尾の＜注＞に記載した事項を適宜参照の上、利用されることを想定している。

【別紙】

一般財団法人○○県剣道連盟定款（文例案）

第1章 総則

（名称）

第1条 当法人は、一般財団法人○○県剣道連盟と称する。

2 当法人の略称は、「○○剣連」とする。

＜注＞① 一般財団法人の定款には、一定の事項を記載し、又は記録しなければならない（法人法第153条第1項）。当該事項を「絶対的記載事項」という。「名称」は、法人の同一性を示すものであって、絶対的記載事項である（同項第2号）。一般財団法人の名称中には「一般財団法人」という文字を用いなければならない（法人法第5条第1項）。また、一般社団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない（同条第2項）。

② 略称は、必ずしも定める必要はないものの、情報発信等の便宜性や将来の知的財産権確保の観点から定めることが有用であろう。

（事務所）

第2条 当法人は、主たる事務所を○○県○○市に置く。

＜注＞「主たる事務所の所在地」は、法人の住所を示すものであって、絶対的記載事項（法人法第153条第1項第3号）である。

「所在地」とは、主たる事務所の所在する最小行政区画すなわち市区町村をいう。

最小行政区画以下の所在地を具体的に決定することは、業務執行行為であり、法人成立後、理事会が所在地内に定めることとなる（渋谷亮「一般社団法人及び一般財団法人の関する法律の概要」日本公証人連合会「公証」152号（以下「渋谷概要」という）52頁）。最小行政区画以下の詳細な所在場所まで定款に記載した場合には、所在地を変更する都度、定款変更の手続を要することとなるので避けたほうが良いと思われる。

（目的）

第3条 当法人は、〇〇県において、日本の伝統文化^①に培われた剣道、居合道及び杖道（以下「剣道等」という。）を各統轄する団体で、同県を代表する唯一のもの^②として、広く剣道等の普及振興^③、「剣の理法の修練による人間形成の道である」との剣道理念^④の実践等を図り、もって、心身の健全な発達、豊かな人間性の涵養、人材育成並びに地域社会の健全な発達及び国際相互理解の促進に寄与することを目的とする^⑤。

＜注＞「目的」は、絶対的記載事項である（法人法第153条第1項第1号）。設立者が定めた法人設立の基本的な重要事項であり、評議員会の決議によって変更することができる旨を定款で定めない限り（本文例案第38条第2項参照），原則として変更することができない（法人法第200条）。

本条は、一般財団法人全日本剣道連盟（All Japan Kendo Federation. 略称「全剣連」又は「AJKF」）定款案（以下「全剣連定款案」という）に規定する全剣連の目的（全剣連定款案第3条）を踏まえて起案した。

① 武道は、日本古来の尚武の精神に由来し、長い歴史と社会の変遷を経て術から道に発展した「伝統文化」であるところ（平成62年4月日本武道協議会制定「武道憲章」前文）、「文化」の振

興を目的とする事業は、公益目的事業たり得る（認定法第2条第4号・別表二）。

② 「地方代表団体」とは、「各都道府県において剣道等を各統轄する団体で、当該都道府県を代表する唯一のもの」をいう（全剣連定款案第4条第1号）。これに全剣連加盟団体たる「〇〇剣連」が該当することから、上記規定振りとした。

なお、国際剣道連盟（International Kendo Federation. 略称「FIK」）は「各国を代表する唯一の国内剣道統轄団体」によって構成される旨定めているところ（FIK規約第2条），全剣連（AJKF）は、日本の伝統文化に培われた剣道、居合道及び杖道を各統轄する団体で、日本を代表する唯一のもの（全剣連定款案第3条）として国際剣道連盟に加盟した。国際剣道連盟（FIK）は、50の国と地域の剣道連盟から構成されているところ（2011年4月現在），90の競技種目（2011年4月現在）を各統轄する90の国際競技団体（陸上競技（IAAF）、サッカー（FIFA）、体操（FIG）等のほか、合気道（IAF）、囲碁（IGF）、柔道（IJF）、相撲（IFS）等）をもって正会員（Full Members）とする国際競技団体連合（International Sports Federations）「スポーツアコード」（SportAccord）に加盟している。スポーツアコードは、国際競技団体連合「GAISF (the General Association of International Sports Federations)」の解散手続を経て、主たる事務所（Main Office）をモナコからローザンヌに移転し、名称の変更等を行い、GAISFの財産及び事業を承継した。国際剣道連盟（FIK）は、2006年4月「GAISF」時代にこれに加盟し、その後、2010年4月「GAISF」の「スポーツアコード」への改称等に伴い、引き続き構成員として現在に至っている。スポーツア

コードは、「GAISF」当時から、一競技につき一国際団体のみの加盟を許すとする組織であり、剣道は、競技の名称を「Kendo」として加盟している。

- (3) 伝統文化たる剣道等の「振興」を目的とする事業は、公益目的事業たり得る（認定法第2条第4号・別表二）。前掲①参照。
- (4) 全剣連が昭和50年3月に制定した「剣道の理念」は、全剣連の定款、称号・段位審査規則及び級位審査規則、試合・審判規則等に引用されているほか、全剣連の海外普及活動においても、単なる勝敗を争う競技としての剣道普及を主眼とせず、日本文化としての剣道の心たる「剣道の理念」を海外に広めることを目的としている（福本修二「剣道の海外普及の現状と課題について」武道学研究2008年・40(3)58頁）。また、「剣道の理念」の趣旨は、次のとおり、関係武道団体の目的等にも表明されているところである。

武道は、武技による心身の鍛錬を通じて人格を磨き、識見を高め、「有為の人物を育成」することを目的とする（昭和62年4月日本武道協議会制定「武道憲章」第1条）。武道は、武士道の伝統に由来する我が国で体系化された武技の修練による心技一如の運動文化で、柔道、「剣道」、弓道、相撲、空手道、合気道、少林寺拳法、なぎなた、銃剣道を修練して、心技体を一体として鍛え、人格を磨き、道徳心を高め、礼節を尊重する態度を養う国家社会の平和と繁栄に寄与する「人間形成の道」である（平成20年10月日本武道協議会制定「武道の理念」）。

- (5) 法人は、民法その他の法律の規定によらなければ、成立しない（民法第33条第1項）。「学術、「技芸」、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人」「営利事業を営むことを目的とする法人」その他の法人の設立、組織、運

営及び管理については、民法その他の「法律」の定めるところによるとされ（同条第2項），当該「法律」には、法人法が含まれる。「公益目的事業」とは、「学術、「技芸」、慈善その他の公益」に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう（認定法第2条第4号）。当該別表の中で、剣道関係団体において該当すると思われる事業は、前掲の別表二（本<注>①後段参照）のほか、次のとおりである。

別表七 児童又は青少年の「健全な育成」を目的とする事業

別表九 教育、スポーツ等を通じて国民の「心身の健全な発達」に寄与し、又は「豊かな人間性を涵養」することを目的とする事業

別表一五 「国際相互理解の促進」を目的とする事業

別表一九 「地域社会の健全な発展」を目的とする事業

なお、別表七に規定する「児童又は青少年の健全な育成」は、各剣道関係団体が「生涯剣道」を標榜し、その育成対象を必ずしも「児童又は青少年」に限定していないことのほか、武道必修化を定める新しい学習指導要領の目標に「心と体を一体としてとらえ「生涯」にわたって運動に親しむ資質や能力を育てる」旨規定していること（同要領第2章第7節第1）等から、全剣連定款案に倣って、児童及び青少年の健全な育成を含む趣旨で「人材育成」と規定した。

（事業）

第4条 当法人は、前条の目的を達成するためには、○○県内において、次の事業を行う。

- (1) 剣道等の普及振興、剣道理念の実践、これを通じた人材育成等を目的とする事業を行う団体又は個人に対する

- 指導、助言、専門家派遣その他の支援及び育成強化並びに連携協力
- (2) 剣道等の普及振興のための大会、演武会、稽古会等の開催
 - (3) 剣道等の専門的知識技能の普及及び指導者育成を目的とする講習会、研修会等の開催
 - (4) 剣道等の普及振興のための文書図画、電磁的記録等の制作及び頒布並びに各種媒体等による啓発活動
 - (5) 剣道等に関する調査研究、資料収集等
 - (6) 剣道等の普及振興のための表彰
 - (7) その他当法人の目的を達成するため必要と認められる事業

＜注＞「事業」は前条の「目的」と一体をなす絶対的記載事項(法人法第153条第1項第1号)である。本条は、全剣連定款案に規定する全剣連の事業(全剣連定款案第4条)を踏まえて起案した。本条第1号の「団体」には、○○県剣道連盟を構成する○○市剣道連盟等のほか、全剣連も含まれる。事業内容は、各剣道団体の実情に応じて適宜修正する必要もあるかと思われる。

(公告方法)

第5条 当法人の公告方法は、電子公告とする
 ＜注①＞。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による＜注②＞。

＜注＞「公告方法」は、法人の利害関係人に周知させる必要があり、絶対的記載事項とされている(法人法第153条第1項第9号)。

- ① 法人法第331条第1項第3号・同条第2項前段
- ② 法人法第331条第2項後段・同条第1項第1号

(機関の設置)

第6条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

＜注＞一般財團法人は、上記の各機関を置か

なければならない(法人法第170条第1項)。一般財團法人は、設立者が一定の目的のために拠出した一団の財産に法人格を付与する制度である。その性質上、一般社団法人の社員総会のような機関が元来存在しないため、業務執行機関である理事が法人目的に反する恣意的な運営を行うことが懸念され、また、主務官庁による業務の監督もなくなることから、法人法は、一般財團法人の機関設計において

- (1) すべての評議員で組織する評議員会(法人法第178条第1項)を必置することとして、役員の選任及び解任等に係る評議員会の権限を通じて理事を牽制監督し
- (2) すべての理事で組織する理事会(法人法第197条・第90条第1項)を必置することとして、理事間の相互監視を期待し
- (3) 理事の監視機関として、監事も必置することとした

ものである(渋谷概要62頁)。

評議員、理事及び監事は、一般財團法人との関係で委任に関する規定に従うことから(法人法第172条第1項)，法人に対して善良なる管理者の注意義務を負う(民法第644条)。また、理事は、法令及び定款を遵守し、法人のため忠実にその職務を行わなければならず(法人法第197条・第83条)，法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた基本財産(以下「基本財産」という)があるときは、定款で定めるところにより、これを維持しなければならず、かつ、これについて当該事業を行うことを妨げることとなる処分をしてはならない(法人法第172条第2項)。

第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出財産及びその価額)

第7条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の

設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住所 ○○県○○市・・・

設立者 ○○ ○○

拠出財産及びその価額 現金 △△△
万円

<注> 「設立者の氏名及び住所」及び「設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額」は、絶対的記載事項である（法人法第153条第1項第4号・第5号）。前者は設立者特定のための記載であり、後者は設立時における一般財団法人の基礎となる財産を明確にするための記載である。一般財団法人では、本来、当該法人の目的に見合った価額の財産が必要となるはずであるが、当該必要額については、準則主義の下で判定が極めて困難である一方、何らの規制を設けない場合「1円」等の僅少な額でも設立可能となり、法人制度濫用のおそれが懸念されるため、目的を問わず、一律に「財産の価額の合計額は、300万円を下回ってはならない（同条第2項）」こととされた（渋谷概要52頁）。

「基本財産」（法人法第172条第2項）の定款の定めは、一般財団法人が個々の事情に応じて任意に設けるものである。本条の「設立者が拠出する財産」は、これを定款で「基本財産」と定めることも可能であるが、当然に「基本財産」に該当するものではない。一般財団法人存続のために確保すべき「純資産」（法人法第202条第2項・第3項）についても同様である（渋谷概要67頁）。

（事業年度）

第8条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31までの年1期とする。

<注> 「事業年度」は、絶対的記載事項である（法人法第153条第1項第10号）。事業年度として定める期間は、1年を超えることができない（法人法施行規則第29条第1項参照）。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

（評議員の員数）

第9条 評議員の員数は、3人以上○人以内とする。

<注> 評議員は、3人以上でなければならぬ（法人法第173条第3項）、員数の上限はない。

（評議員の選任及び解任）

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議によって行う。

<注> 「評議員の選任及び解任の方法」は、絶対的記載事項である（法人法第153条第1項第8号）。設立者が定めた法人設立の基本的な重要事項であり、評議員会の決議によって変更することができる旨を定款で定めない限り（本文例案第38条第2項参照），原則として変更することができない（法人法第200条）。設立者は、法人成立後、運営に直接関与しないこととなるため、法人目的逸脱の有無を監督する重要な立場にある評議員の選任及び解任の方法を定款で定めたものである（渋谷概要59頁）。

（評議員の任期）

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする<注①>。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする<注②>。

3 第9条で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する<注③>。

<注> 一般財団法人の定款には、絶対的記載事項（法人法第153条第1項）のほか、定款の定めがなければその効力を生じない事項を記載し、又は記録することができる（法人法第154条前段）。当該事項を

「相対的記載事項」という。相対的記載事項は、絶対的記載事項と異なり、定款に記載又は記録がなくとも、定款は無効とならない。しかし、定款に当該事項に係る定めの記載又は記録がない限り、その定めについては効力が生じない。

- ① 評議員の任期は、定款で6年まで伸張することができ、具体的には4年、5年又は6年のいずれかにすることとなるが、任期の短縮はできない（法人法第174条第1項）。
- ② 補欠選任の評議員の任期に関する特例は、定款で定めなければならないとされており（法人法第174条第2項）、相対的記載事項である。
- ③ 法人法第175条第1項

（評議員の報酬）

第12条 評議員は、無報酬とする。ただし、理事会において別に定めるところにより、評議員の職務を行うために必要な費用を支払うことができる。

＜注＞ 評議員の報酬等の額は、定款で定めなければならないとされており（法人法第196条）、相対的記載事項であって、理事会の介入を排除している。

第2節 評議員会

（評議員会の権限）

第13条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）に規定する事項及び本定款に定めた事項に限り、決議をすることができる。

＜注＞ 法人法第178条第2項

（評議員会の招集）

第14条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に招集しなければならない（注①）。

2 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる（注②）。

＜注＞ 一般財団法人の定款には、絶対的記載事項及び相対的記載事項のほか、法人法の規定に違反しない事項を記載し、又は

記録することができ（法人法第154条）、当該事項を「任意的記載事項」という。

- ① 定時評議員会は、毎事業年度終了後「一定の時期」に招集することとされており（法人法第179条第1項），招集時期は、任意的記載事項である。

- ② 法人法第179条第2項

（評議員会の議長）

第15条 評議員会の議長は、評議員の互選によって選定する（注）。

＜注＞ 一般社団法人社員総会議長（法人法第54条第1項）に相当する一般財団法人評議員会議長について直接定めた法人法の規定がなく、任意的記載事項である。

（評議員会の決議）

第16条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員（注①）の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う（注②）。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第189条第2項に掲げる決議は、議決に加わることのできる評議員（注①）の三分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない（注③）。

＜注＞ 評議員は、その個人的な能力、資質、手腕に信頼を受けて一般財団法人の運営の監督を委任された者であり（法人法第172条第1項、民法第644条），自ら評議員会に出席し、議決権行使することが求められる。自ら出席することなく書面等により、又は代理人が出席して、議決権行使することは認められず、いわゆる持ち回り決議も認められない。ただし、情報伝達の即時性及び双方向性の両要件を充足したときは、電話会議やテレビ会議の方法により、評議員が評議員会に出席することは可能である（法人法施行規則第60条第3項第1号かっこ書参照。渋谷概要64頁）。

- ① 決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない（法人法第189条第3項）。

- ② 法人法第189条第1項、普通決議の

決議要件の加重は認められるが、緩和は認められない。

- (③) 法人法第189条第2項 特別決議の決議要件の加重は認められるが、緩和は認められない。

(評議員会の議事録)

第17条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

<注> 法人法第193条第1項、法人法施行規則第60条。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員の員数、会長及び業務執行理事)

第18条 役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の員数は、理事3人以上<注①>△人以内及び監事1人以上<注②>△人以内とする。

- 2 理事のうち1人を代表理事<注③>とし、「会長」と称する。
- 3 業務執行理事として、副会長3人以内、専務理事1人及び常任理事△人以内を置く<注④>。

<注> 「会長」「副会長」「専務理事」「常任理事」の名称及び定数（本文例案第18条第2項・第3項）、権限（同第20条第2項から第5項まで）並びに選定機関（同第19条第2項）の考え方につき、平成20年10月10日付け内閣府公益認定等委員会「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」（以下「定款変更留意事項」という）Ⅱ-2及び本文例案第31条<注>①・同第32条<注>①を参照されたい。

- ① 理事会設置一般財団法人においては、理事は、3人以上でなければならぬ（法人法第177条・第65条第3項）、上限は定められておらず、任意の記載事項である。
- ② 一般財団法人は、監事を置かなければならない（法人法第170条）。した

がって、監事は、1人は置かなければならぬが、上限は定められておらず、任意の記載事項である。

- (③) 法人法第197条・第91条第1項

- (④) 法人法第197条・第91条第2項

(役員の選任及び選定)

第19条 役員は、評議員会の決議によって選任する<注①>。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する<注②>。
- 3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない<注③>。

<注>① 法人法第177条・第63条第1項、評議員会以外の機関による役員の選任はできない。理事の選任又は解任を代表理事が行うこととする旨の定款の定めは、無効である（法人法第178条第3項）。

- ② 法人法第197条・第90条第2項第3号、理事会は、理事の中から代表理事を「必ず」選定しなければならない（法人法第197条・第90条第3項）。業務執行理事の選定も、理事会の決議による（法人法第197条・第91条第1項）。

- ③ 法人法第197条・第64条第2項

(理事の権限等)

第20条 理事は、理事会を組織し<注①>、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務（以下「会務」という。）を執行する<注②>。
- 3 副会長は、会長を助け<注③>、会務を執行し、会長に欠員又は事故あるときは理事会があらかじめ定めた順序により、会長の職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を助け<注③>、会務を整理し執行する。
- 5 常任理事は、理事会において別に定めるところにより、会務を分担執行し、専務理事に欠員又は事故あるときは、理事

会があらかじめ定めた順序により、専務理事の職務を代行する。

6 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない<注④>。

<注> 一般財団法人では、理事会が必置機関であり（法人法第170条第1項），理事会の決議によって業務執行の決定がされるが（法人法第197条・第90条第2項），理事が当然に代表権を有したり、すべての理事が業務執行を行なうわけではない。代表権は、理事会が選定した代表理事が有し、他の理事はこれを有しない。業務執行は、理事会が選定した業務執行理事が行い、他の理事はこれを行わない。定款変更留意事項Ⅱ－2参照。

① 法人法第197条・第90条第1項

② 法人法第197条・第77条第4項

③ 「助け」の用語例は、国家行政組織法第18条第2項（事務次官は…大臣を「助け」、省務を整理…）等参照。

④ 法人法第197条・第91条第2項ただし書。相対的記載事項。

（監事の権限等）

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない<注①>。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる<注②>。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない<注③>。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは本定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない<注④>。

5 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは本定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときには、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない<注⑤>。

6 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは本定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる<注⑥>。

<注>① 法人法第197条・第90条第1項

② 法人法第197条・第90条第2項

③ 法人法第197条・第101条第1項

④ 法人法第197条・第100条

⑤ 法人法第197条・第102条

⑥ 法人法第197条・第103条第1項

（役員の任期）

第22条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする<注①>。

2 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする<注②>。

3 第18条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する<注③>。

<注> 役員の任期は、定款の規定によって短縮できるが、評議員会の決議による短縮は認められない。

① 理事につき、法人法第177条・第66条本文。監事につき、法人法第177条・第67条ただし書。相対的記載事項。

② 理事につき、法人法第177条・第66条ただし書。監事につき、法人法第177

条・第67条第2項

(③ 法人法第177条・第75条第1項

(役員の解任)

第23条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その役員を解任することができる^①。ただし、監事を解任する場合の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならぬ^②。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

^① 法人法第176条第1項。評議員会以外の機関による役員の解任はできない。また、評議員会の権限が強大になり過ぎることを避けるべきであるとの考えに基づき、本条と異なる解任事由を定款で定めることもできないとされている。

(2) 法人法第189条第2項第1号

(役員の報酬等)

第24条 役員は、無報酬とする。ただし、役員で常勤する者に対しては、理事会の決議及び評議員会の承認を得て別に定めるところにより、報酬を支給することができる^③。

2 役員には、前項の規定にかかわらず、理事会において別に定めるところにより、当該役員の職務を行うために必要な費用を支払うことができる。

^③ 法人法第197条・第89条・第105条第1・第2項。任意的記載事項。

第2節 理事会等

(理事会の権限)

第25条 理事会は、本定款に別に定めるものほか、次に掲げる職務を行う。

(1) 会務執行の決定^④

(2) 理事の職務の執行の監督^⑤

(3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職^⑥

(4) 評議員会の日時及び場所並びに目的

である事項の決定^④

(5) その他理事会で行うものとして、法令又は本定款で定める事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない^⑦。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び本定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

^④ 理事会は、業務執行に関する事項の決定権を有する機関である。

(1) 法人法第197条・第90条第2項第1号

(2) 法人法第197条・第90条第2項第2号

(3) 法人法第197条・第90条第2項第3号

(4) 法人法第181条

(5) 法人法第197条・第90条第4項

(理事会の招集権者)

第26条 会長は、毎事業年度2回、通常理事会を招集しなければならない^⑧。

2 会長は、必要がある場合には、いつでも、臨時理事会を招集することができる^⑨。

3 監事は、第21条第4項の場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる^⑩。

4 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会を招集することができる^⑪。

^④ 法人法第197条・第93条第1項・同項ただし書

(2) 法人法第197条・第101条第2項

(3) 法人法第197条・第101条第3項

(理事会の招集手続)

第27条 理事会を招集する者は、理事会の日の5日前までに、各役員に対して理事会の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、招集の通知を発しなければならない<注①>. ただし、役員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる<注②>.

<注>① 法人法第197条・第94条第1項
② 法人法第197条・第94条第2項

(理事会の議長)

第28条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長に欠員又は事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により業務執行理事を前項の議長とする。

(理事会の決議)

第29条 理事会の決議は、本定款に別の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う<注①>.

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない<注②>.

<注>① 法人法第197条・第95条第1項
② 法人法第197条・第95条第2項

(理事会の議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない<注①>.

2 会長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない<注②>.

<注>① 法人法第197条・第95条第3項第4項、法人法施行規則第15条第1項第2項
② 法人法第197条・第95条第3項第4項、相対的記載事項である。

(専門委員会)

第31条 当法人は、理事会の決議によって専門委員会を置くことができる<注①>.

2 専門委員会は、専門委員で組織する。

3 専門委員は、理事会の決議によって会長が委嘱する。その任期は、委嘱の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする<注②>.

4 専門委員会は、必要に応じて理事会の諮問に答えるものとする。

5 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定めるところによる。

<注>① 法人法は、法人のガバナンスを確保するため、法人の重要な意思決定、業務執行の決定、職務の執行を行う機関として、評議員会、理事会、代表理事、業務執行理事等の機関を法定し、それぞれ詳細な規律を設けるとともに、機関相互の権限関係を規定することによって適正な法人運営がなされるように図っている。このような法の趣旨を踏まえると、法定機関以外に「委員会」等の法律に根拠のない任意機関（会議体）を定款で設置すること及び当該任意機関の職務内容を任意に決めることはできるものの、法定機関の権限を奪うことのないよう留意する必要がある（定款変更留意事項II-2参照）。法定機関の専権事項とされるものを付与することは、もとよりできない。

② 法人法第197条・第66条参照。

(顧問)

第32条 当法人は、顧問を置くことができる<注①>.

2 顧問は、会長が理事会に諮って、学識経験者等から委嘱する。顧問は、会長の諮問により、会務に係る事項について答えるものとする。

3 顧問の任期は、委嘱の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする<注②>.

4 第23条第1項本文及び第2項の規定は、顧問に準用する。この場合において

て、「役員」とあるのは「顧問」と、「評議員会」とあるのは「理事会」と各読み替えるものとする。

<注>① 法定の役員以外に任意の役職を置くことはできるが、前条<注>①記載の法人法の趣旨を踏まえ、理事、監事及び評議員以外の者に対して、法律上の権限はないが、当該権限を有するかのような誤解を生じさせる名称（役職）を付す場合には、その名称、定数、職務権限、その名称を付与する機関（理事会等）について、原則として、定款で規定することが望ましい（定款変更留意事項Ⅱ－1参照）。

② 法人法第197条・第66条参照。

第5章 会員

(会員資格の得喪等)

第33条 当法人は、第3条に規定する当法人の目的に賛同する団体又は個人を当法人の会員（以下「会員」という。）とすることができます<注>①。当該団体で会員となった者を「団体会員」、当該個人で会員となった者を「個人会員」と称する。

2 当法人の会員資格の取得については、理事会の決議によって定める会員規則（以下「会員規則」という。）による。

3 会員は、次の各号に掲げる事由によって、会員資格を喪失する<注>②。

(1) 退会

(2) 個人会員における死亡又は団体会員における当該団体の解散

(3) 除名

4 会員については、本定款のほか、会員規則で定めるところによる。

<注> 全剣連の公益法人化の経緯を見ると、社団法人とする案が文部省（当時、現「文部科学省」）から提示された時期もあったが、昭和47年2月22日付けて、全剣連の当初の希望どおり、財團法人として設立が許可された（平成15年5月全剣連発行「財團法人全日本剣道連盟五十年史」25頁）。また、全剣連の加盟団体の中にも、

比較的少数ではあるが、財團法人ではなく社団法人として法人格を取得しているものがあるように、剣道関係団体は、その実質を見ると、一般財團法人を選択するとしても、一般社団法人的性格が残ることが否定できないと思われる。取り分け、法人の目的に「剣道の理念」という「個々の剣道人」を名宛人とする規範を取り入れた以上、当該「個々の剣道人」を定款上に「会員」として取りこむことは、ある意味で論理的な帰結とも考えられよう。現に、一般財團法人であっても、その定款に「会員」概念を導入する例は少なくない。本条の「会員」の制度設計については、以上の観点から法人法の「社員」制度を必要な範囲で適宜参考にした。

① 法人法第27条以下参照。

本条第1項の「団体」「団体会員」には、○○県剣道連盟を構成する○○市剣道連盟等が含まれ、「個人会員」の中には、全剣連加盟団体（全剣連の新定款では新たに「地方代表団体」として位置づけ）当時の「登録会員」等が含まれる。会員の制度設計は、各剣道団体の実情に応じて適宜行い、当該剣道団体の会員規則によって具体化されることが予定されている。

② 法人法第28条から第30条まで参照。

(会員の責務)

第34条 会員は、第3条に規定する当法人の目的の達成に寄与するものとする。

2 会員は、会員規則に定めるところに従って、当法人に対し、会費を支払う義務を負うほか<注>、本定款その他の当法人の規則に従わなければならない。

<注> 法人法第27条参照。

(会員の退会)

第35条 会員は、会員規則に従い、いつでも当法人を退会することができる<注>。

<注> 法人法第28条参照。

(団体会員)

第36条 団体会員は、当法人が主催する剣道等の大会等に参加することができる。会員

規則により、団体会員に準づるとした者についても、同様とする。

2 団体会員は、次の各号の一に該当する場合において、除名又は資格停止につき、必要な審査を経、理事会の決議及び評議員会の承認を得て、会長が指示したときは、これに従わなければならない。

(1) 本定款その他の規則に違反したとき。

(2) 会費を2年分以上滞納したとき。

(3) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反したとき。

(4) その他当法人の団体会員として不適当と認められたとき。

3 前項の場合であっても、会長は、必要な審査を経、理事会の決議及び評議員会の承認を得て、当該団体会員の資格を復活させることができる。

(個人会員)

第37条 個人会員は、剣道等の称号・段級位を受審し、当法人が主催する剣道等の大会等に参加することができる。

2 個人会員は、次の各号の一に該当する場合において、除名若しくは資格停止、又は称号・段級位の返上若しくは剥奪につき、会長が所要の審査を経て処分を通知したときは、これに従わなければならない。

(1) 本定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反したとき。

(3) その他当法人の個人会員として不適当と認められたとき。

3 前項の場合であっても、会長は、所要の審査を経て、当該個人会員の資格を復活させることができる。

第8章 定款の変更、合併及び解散等 (定款の変更)

第38条 本定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の三分の二以上に当たる多数の決議によって変更する

ことができる。

2 前項の規定は、本定款第3条及び第4条並びに第10条の規定についても適用する。

<注> 法人法第200条第1項・第189条第2項第3号。

(解散)

第39条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能<注①>その他法令で定める事由<注②>によって解散する。

<注>① 法人法第202条第1項。

② 一般財団法人は、ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも300万円未満となった場合においても、当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散する(法人法第202条第2項)。相対的記載事項である。

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

2 当法人は、剩余金の分配を行わない。

<注> 残余財産の帰属は、定款の定めるところによるが(法人法第239条第1項)、定款で定まらない場合には、清算法人の評議員会の決議によって定めることとなる(同条第2項)。ただし、あらかじめ設立者に残余財産の分配を受ける権利を定款で付与することは、一般財団法人の非営利性等から無効である(法人法第153条第3項第2号)。

一般財団法人に対する国税の取扱いは、収益事業課税が適用される「非営利型法人(法人税法第2条第9号の2)」と全所得課税が適用される「普通法人(法人税法第2条第9号)」とで区別され、非営利型法人は、収益事業を営む場合に限り、法人税の納付義務が生じる(法人税

法別表第二・第4条第1項・第7条)にすぎない。一般財団法人のうち非営利型法人でないものは、普通法人である。

非営利型法人大きな一般財団法人は、非営利性が徹底されたもの(法人税法第2条第9号の2イ)又は共益的活動を目的とするもの(同条第9号の2ロ)のいずれかでなければならない。前者は「その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であってその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの」とされ(法人税法第2条第9号の2イ),後者は、「その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を行うための事業を行う法人であってその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの」とされるが(法人税法第2条第9号の2ロ),本条は、当該剣道関係団体が、一般財団法人であって非営利性が徹底されたもの(法人税法第2条第9号の2イ)すなわち前者であるとして起案した。政令とは、法人税法施行令をいい、同施行令第3条第1項は、法人税法第2条第9号の2イ(定義)に規定する政令で定める法人は、次の要件のすべてに該当する一般社団法人又は一般財団法人とすると規定している。当該要件は

- (1) その定款に剩余金の分配を行わない旨の定めがあること
- (2) その定款に解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する旨の定めがあること。
イ 公益社団法人又は公益財団法人
ロ 認定法第5条第17号イからトまで(公益認定の基準)に掲げる法人等であり、これらの規定に基づき、本条を起案した。

第9章 事務局等 (事務局)

第41条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長その他の職員で組織する。
- 3 事務局長の選任及び解任は、理事会の決議によって行う<注>。
- 4 事務局長以外の職員の選任及び解任は、会長が行う。
- 5 その他事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定めるところによる。

<注> 法人法第197条第90条第4項第3号(情報公開)

第42条 当法人は、公正で民主的な事業の推進に資するため、事業内容、財務書類等その他保有する情報を積極的に公開するものとする<注>。

- 2 当法人の保有する情報の公開に関し必要な事項は、理事会において別に定めるところによる。

<注> 公認会計士法第1条・第1条の3第1項等参照。

(個人情報の保護)

第43条 当法人は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するものとする<注①>。取得<注②>した個人情報は、適正に取り扱わなければならない<注③>。

- 2 当法人の保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項は、理事会において別に定めるところによる。

<注>① 個人情報の保護に関する法律第1条参照。

- ② 同法律第17条・第18条第1項参照。
- ③ 同法律第3条参照。

(法令の準拠)

第44条 本定款に定めのない事項は、法人法その他の法令に従う。

附 則

- 1 本定款は、一般財団法人の設立の登記の日<注①>から施行する。
- 2 当法人の最初の事業年度は、当法人成

立の日<注①>から平成△△年3月31日までとする。

3 当法人の設立時の評議員は、別表1に掲げる者とする<注②>。

4 当法人の設立時の代表理事は、○○○○とする<注③>。

5 当法人の設立時の役員は、別表2に掲げる者とする<注②>。

<注>① 一般財団法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する（法人法第197条・第163条）。

② 設立時評議員及び設立時理事は、それぞれ3人以上でなければならない

（法人法第197条・第160条第1項）。

③ 設立時理事は、設立時の中から設立時代表理事を選定しなければならないが（法人法第197条・第162条），定款によって定めることもできる。

以上、一般財団法人○○県剣道連盟の設立のため、設立者が、本定款を作成し、次に記名押印する。

平成△△年△月△日

設立者 ○○ ○○ [印]

（ 2011年7月27日受付
2011年8月4日受理 ）